

Business Certificate news

No.TCCI-159
Date : 2022 年 6 月 1 日

原産地証明/インボイス証明 申請ルールの見直しについて

原産地証明・インボイス証明につきまして、2022 年 6 月 1 日より下記の通り申請ルールを見直します。引き続き、適正な申請ルールに基づく書類作成をお願い致します。

※本件は、東京商工会議所での申請ルールとなりますのでご注意ください(一般原産地証明につきましては、各地商工会議所で証明書申請ルールが異なります)。

記

1. 「原産地証明に添付する典拠インボイス」ならびに「インボイス証明」の肉筆サイン要件を緩和します(※)。今後、典拠インボイス・インボイス証明について、印字サイン・スタンプサインでのご申請を認めます。

※大使館査証等に必要な「インボイス証明の肉筆証明」に限りましては、肉筆サインを要件とします。

※サイン証明については、記載されたサインを証明しておりますので、従来通りの肉筆サインを要件とします。

※「原産地証明に添付する典拠インボイス」ならびに「インボイス証明」に限っては、署名登録者による代理サイン(For サイン、P.P. サイン)を認めておりますが、代理サインに関しては、引き続き、肉筆サインのみとさせていただきます。

2. 原産地証明書申請ルールの一部変更
原産地証明書の「1.Exporter 欄」/「2.Consignee 欄」につきましては、法人番号・納税者番号等の記載を不可としておりましたが、その要件を緩和します。

今後、「1.Exporter 欄」/「2.Consignee 欄」について、法人番号・納税者番号等の企業を特定するため固有番号の記載を認めます(※)。

※「No.」だけの記載は不可。第三者がその記載内容を理解できるよう、「VAT No.」「BIN No.」等具体的な記載をしてください。

※典拠インボイスにも同様の内容が記載されていることが必要となります。

※従来通り、法人番号・納税者番号等の「6.Remarks 欄」への記載も認めます。

以 上